

別添

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現 行
別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要綱」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」(以下「社会福祉推進事業採択法人」という。)が行う事業。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から16及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 実施要綱の別添18から22に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業	別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会等が実施する事業に対し都道府県、指定都市が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が別に定める社会福祉推進事業実施要綱」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人」(以下「社会福祉推進事業採択法人」という。)が行う事業。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 実施要綱の別添3から15及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」(平成5年5月31日発社援第164号厚生事務次官通知)及び「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知)のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。 (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 実施要綱の別添17から21に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第2欄に定める種目ごとに算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

(略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 ア～ウ (略) エ 地域福祉等推進特別支援事業のうち「社会福祉推進事業」 (ア) 平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準と額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略) (交付額の下限) 5 (略) (補助金の概算払) 6 (略) (交付の条件) 7 (略) (申請手続) 8 (略) (変更申請手続) 9 (略) (交付決定までの標準的期間) 10 (略) (実績報告) 12 (略) (補助金の額の確定の通知) 13 (略) (補助金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)	(略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 ア～ウ (略) エ 地域福祉等推進特別支援事業のうち「社会福祉推進事業」 (ア) 別に定める対象事業に該当する事業ごとに、別表の第3欄に定める基準と額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (イ) (略) (4) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略) (交付額の下限) 5 (略) (補助金の概算払) 6 (略) (交付の条件) 7 (略) (申請手続) 8 (略) (変更申請手続) 9 (略) (交付決定までの標準的期間) 10 (略) (実績報告) 12 (略) (補助金の額の確定の通知) 13 (略) (補助金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)
--	---

(改正後)

別表

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業	(略)	(略)	(略)
	削除	削除		削除
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	(略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る) ○ (略)	1/2 [外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については10/10] (直接補助)

(現 行)

別表

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	実施体制整備事業	(略)	(略)	(略)
	自立支援サービス整備事業	厚生労働大臣が必要と認めた額		1/2
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く。)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	(略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る) ○ (略)	1/2 [外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業については10/10] (直接補助)

			○都道府県、指定都市、中核市が行う社会福祉法人・新会計基準研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 <u>謝金、旅費、需用費（印刷製本費）、賃借料、役務費（通信運搬費）</u> ○（略） ○（略）	
	地域福祉支援事業	（略）	○（略） ○（略） ○（略）	（略）
	地域福祉等推進特別支援事業	（略）	○（略） ○（略） ○（略）	（略） （略） （略）
	安心生活創造事業	（略）	○（略）	（略）
	ひきこもり対策推進事業	（略）	○（略）	（略）
	地域生活定着支援事業	（略）	○（略）	（略）
4	中国残留邦人等 地域生活支援事業	（略）	○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略）	（略）

			○（略） ○（略）	
	地域福祉支援事業	（略）	○（略） ○（略） ○（略）	
	地域福祉等推進特別支援事業	（略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）
	安心生活創造事業	（略）	（略）	（略）
	ひきこもり対策推進事業	（略）	（略）	（略）
	地域生活定着支援事業	（略）	（略）	（略）
4	中国残留邦人等 地域生活支援事業	（略）	○（略） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略）	（略）

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

区分 項目	事業費 A	交付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	適応額 F	県・指定都市 中核市 補助金本額 G	県・指定都市 中核市 補助金予定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所収額 J	既交付 決定額 K	国庫補助 金所要額 (J-K)L
自立支援 プログラム 事業費	(1)実証型事業費											
	(2)自立支援サービス 事業費											
	計											
生活再建支援 事業費	(1)生活再建支援 事業費											
	(2)生活再建支援 事業費											
	(3)生活再建支援 事業費											
	(4)生活再建支援 事業費											
	(5)生活再建支援 事業費											
	計											
地域福祉 増進事業	(1)地域福祉増進事業											
	(2)地域福祉増進事業											
	(3)地域福祉増進事業											
	(4)地域福祉増進事業											
	(5)地域福祉増進事業											
	(6)地域福祉増進事業											
	(7)地域福祉増進事業											
	(8)地域福祉増進事業											
	(9)地域福祉増進事業											
	(10)地域福祉増進事業											
	計											
(11)中間支援人材育成支援事業												
小計												
地域福祉 増進事業	(12)地域福祉増進事業											
	(13)地域福祉増進事業											
	(14)地域福祉増進事業											
	(15)地域福祉増進事業											
	(16)地域福祉増進事業											
	(17)地域福祉増進事業											
	(18)地域福祉増進事業											
	(19)地域福祉増進事業											
	(20)地域福祉増進事業											
	計											
合 計												

- (注) 1 下欄には、C欄とD欄とを比較していずれも少ない方の額を記載すること。
 2 (1)から(11)については1欄には下欄の額を、2欄には1欄の額に所要に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(12)から(20)については、1欄には下欄とD欄とを比較して少ない額を記載すること。
 3 「自立支援プログラム実証型事業費」及び「生活再建支援事業費」の各欄には、市及び市町村事務所に設置する町村分を含まないこと。
 4 (12)のA欄からJ欄は、国庫の「セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査(地域福祉増進事業分)」に照って記載すること。
 5 1欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別紙様式1 (略)
別紙様式2 (略)
別紙様式3 (略)
別紙様式4 (略)

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

都道府県
指定都市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市総表

区分 項目	事業費 A	交付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B)C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	適応額 F	県・指定都市 中核市 補助金本額 G	県・指定都市 中核市 補助金予定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助 所収額 J	既交付 決定額 K	国庫補助 金所要額 (J-K)L
(1)自立支援プログラム実証型事業費												
	(2)生活再建支援 事業費											
	(3)生活再建支援 事業費											
	(4)生活再建支援 事業費											
	(5)生活再建支援 事業費											
	(6)生活再建支援 事業費											
	(7)生活再建支援 事業費											
	(8)生活再建支援 事業費											
	(9)生活再建支援 事業費											
	(10)生活再建支援 事業費											
	計											
地域福祉 増進事業	(11)地域福祉増進事業											
	(12)地域福祉増進事業											
	(13)地域福祉増進事業											
	(14)地域福祉増進事業											
	(15)地域福祉増進事業											
	(16)地域福祉増進事業											
	(17)地域福祉増進事業											
	(18)地域福祉増進事業											
	(19)地域福祉増進事業											
	(20)地域福祉増進事業											
	計											
(11)中間支援人材育成支援事業												
小計												
地域福祉 増進事業	(12)地域福祉増進事業											
	(13)地域福祉増進事業											
	(14)地域福祉増進事業											
	(15)地域福祉増進事業											
	(16)地域福祉増進事業											
	(17)地域福祉増進事業											
	(18)地域福祉増進事業											
	(19)地域福祉増進事業											
	(20)地域福祉増進事業											
	計											
合 計												

- (注) 1 下欄には、C欄とD欄とを比較していずれも少ない方の額を記載すること。
 2 (1)から(11)については1欄には下欄の額を、2欄には1欄の額に所要に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(12)から(20)については、1欄には下欄とD欄とを比較して少ない額を記載すること。
 3 「自立支援プログラム実証型事業費」及び「生活再建支援事業費」の各欄には、市及び市町村事務所に設置する町村分を含まないこと。
 4 (12)のA欄からJ欄は、国庫の「セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査(地域福祉増進事業分)」に照って記載すること。
 5 1欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別紙様式1 (略)
別紙様式2 (略)
別紙様式3 (略)
別紙様式4 (略)

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）

新潟県
指定都市
中 越 市 会

(単位：円)

区 分		事業費	交付金その他の収入額	繰越額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	新潟県 指定都市 中越市 補助金率	新潟県 指定都市 中越市 補助金率	国庫補助 基本額	国庫補助 所収額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
地域福祉 増進事業	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉・介護人材確保緊急支援事業										
	福祉人材										
	福祉推進事業										
	福祉推進士等 研修資金交付事業										
	外国人介護福祉士研修等受入施設設立支援事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	消費生活防犯組合指導監督事業										
	災害救助 対策等事業										
	災害救助対策事業										
	防災研修（救援）										
	防災対策事業										
	小 計										
	地域福祉 支援事業										
	日常生活自立支援事業										
	生活福祉資金 貸付事業										
	貸付事業（事業費）										
	貸付事業（関係費）										
	貸付事業（一般費）										
	消費生活文化委員会設置運営事業										
	小 計										

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の経費書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の決定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とJ欄とを比較して少ない額を記入すること。

(略)

2

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）

新潟県
指定都市
中 越 市 会

(単位：円)

区 分		事業費	交付金その他の収入額	繰越額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	新潟県 指定都市 中越市 補助金率	新潟県 指定都市 中越市 補助金率	国庫補助 基本額	国庫補助 所収額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
地域福祉 増進事業	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉・介護人材確保緊急支援事業										
	福祉人材										
	福祉推進事業										
	福祉推進士等 研修資金交付事業										
	外国人介護福祉士研修等受入施設設立支援事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	消費生活防犯組合指導監督事業										
	災害救助 対策等事業										
	災害救助対策事業										
	防災研修（救援）										
	防災対策事業										
	小 計										
	地域福祉 支援事業										
	日常生活自立支援事業										
	生活福祉資金 貸付事業										
	貸付事業（事業費）										
	貸付事業（関係費）										
	貸付事業（一般費）										
	消費生活文化委員会設置運営事業										
	小 計										

(記入要領)

A～J欄の項目は、原則として各事業の経費書に従って記入すること。

【直接補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の決定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【間接補助事業について】※「直接補助事業について」の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とJ欄とを比較して少ない額を記入すること。

(略)

2

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報 酬	
		賃 金	
		報 償	費
		共 済	費
		旅 費	費
		需 用	費
		役 務	費
		委 託	料
		使 用	料
		賃 借	料
		備 品 購 入	費
		負 担 金	金
計			

3 以下 (略)

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費		
		科 目	金 額	
自立支援プログラム 策定実施推進事業	実施体制整備事業	報 酬	金	
		賃 金	費	
		報 償	費	
		共 済	費	
		旅 費	費	
		需 用	費	
		役 務	費	
		委 託	料	
		使 用	料	
		賃 借	料	
備 品 購 入	費			
負 担 金	金			
		計		
	自立支援サービス整備事業	報 酬	金	
		賃 金	費	
		報 償	費	
		共 済	費	
		旅 費	費	
		需 用	費	
		役 務	費	
		委 託	料	
		使 用	料	
		賃 借	料	
備 品 購 入	費			
負 担 金	金			
		計		
小 計				

3 以下 (略)

(別紙2)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(区)町村別所要額内訳

記号の見方

(単位:円)

区分	事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	適定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額(1-I)K
A	B	(A-B)C	D	E	F	F	G	H	I	J	(1-I)K
内区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)策定推進事業									
	自立支援推進事業	(2)自立支援サービス推進事業									
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	地域福祉推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業 (5)安心生活創造事業									
	(6)空席残留人等地域生活支援事業										
	小計										
	地域福祉推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業									
	合計										
	自立支援プログラム策定推進事業	(1)策定推進事業									
	自立支援推進事業	(2)自立支援サービス推進事業									
市区町村分	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	地域福祉推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業 (5)安心生活創造事業									
	(6)空席残留人等地域生活支援事業										
	小計										
	地域福祉推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業									
	合計										
	自立支援プログラム策定推進事業	(1)策定推進事業									
	自立支援推進事業	(2)自立支援サービス推進事業									
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	地域福祉推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業 (5)安心生活創造事業									
	(6)空席残留人等地域生活支援事業										
	小計										
	地域福祉推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業									
	合計										

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(6)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(7)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別添1～別添4(略)

別紙様式5(略)

(別紙2)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(区)町村別所要額内訳

記号の見方

(単位:円)

区分	事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	適定額	市区町村補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差引国庫補助金所要額(1-I)K
A	B	(A-B)C	D	E	F	F	G	H	I	J	(1-I)K
内区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)策定推進事業									
	自立支援推進事業	(2)自立支援サービス推進事業									
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	地域福祉推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業 (5)安心生活創造事業									
	(6)空席残留人等地域生活支援事業										
	小計										
	地域福祉推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業									
	合計										
	自立支援プログラム策定推進事業	(1)策定推進事業									
	自立支援推進事業	(2)自立支援サービス推進事業									
市区町村分	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	地域福祉推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業 (5)安心生活創造事業									
	(6)空席残留人等地域生活支援事業										
	小計										
	地域福祉推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業									
	合計										
	自立支援プログラム策定推進事業	(1)策定推進事業									
	自立支援推進事業	(2)自立支援サービス推進事業									
	生活保護適正実施推進事業	(3)生活保護適正化事業 町村事務所 設置推進支援事業(別掲)									
	地域福祉推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業 (5)安心生活創造事業									
	(6)空席残留人等地域生活支援事業										
	小計										
	地域福祉推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事業									
	合計										

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(6)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(7)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別添1～別添4(略)

別紙様式5(略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市(区)町村名

1 市(区)町村分総表

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄附金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	市区町村 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引国庫 補助金所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K
直 接 補 助	自立支援 プログラム 策定実施 推進事業	(1)生活保護等推進事業										
		(2)自立支援サービス推進事業										
		計										
	生活保護適正 実施推進事業	(3)生活保護適正化事業										
		町村福祉事務所設置 設置推進支援事業(別掲)										
		計										
	地域福祉 推進事業	(4)地域福祉等推進特別支援事業										
		(5)安心生活創造事業										
		計										
	(6)中国残留邦人等地域生活支援事業											
間 接 補 助	地域福祉 推進事業	(7)地域福祉等推進特別支援事 業										
	合 計											

別紙様式6 (略)

(注) 1 F項には、C項とD項とE項を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(6)については、H項にはF項の額を、1項にはH項の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(2)については、H項にはF項とG項とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書

市(区)町村名

1 市(区)町村分総表

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄附金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	市区町村 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引国庫 補助金所要額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	(I-J)K
直 接 補 助	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業											
	生活保護適正 実施推進事業	(2)生活保護適正化事業										
		町村福祉事務所設置 設置推進支援事業(別掲)										
		計										
	地域福祉 推進事業	(3)地域福祉等推進特別支援事業										
		(4)安心生活創造事業										
		計										
	(5)中国残留邦人等地域生活支援事業											
	地域福祉 推進事業	(6)地域福祉等推進特別支援事 業										
	合 計											

別紙様式6 (略)

(注) 1 F項には、C項とD項とE項を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(6)については、H項にはF項の額を、1項にはH項の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(6)については、H項にはF項とG項とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

2 所要額算出内訳書

(市(区)町村名:)

(単位:円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報 酬	
		賃 金	
		報 償	
		共 済	
		旅 費	
		需 用	
		役 務	
		委 託	
		使 用	
		賃 借	
		備 品 購 入	
		負 担 金	
		計	

2 以下(略)

別紙様式7 (略)

別紙様式8 (略)

別紙様式9 (略)

2 所要額算出内訳書

(市(区)町村名:)

(単位:円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業	実施体制整備事業	報 酬	
		賃 金	
		報 償	
		共 済	
		旅 費	
		需 用	
		役 務	
		委 託	
		使 用	
		賃 借	
		備 品 購 入	
		負 担 金	
		計	
	自立支援サービス整備事業	報 酬	
		賃 金	
		報 償	
		共 済	
		旅 費	
		需 用	
		役 務	
		委 託	
		使 用	
		賃 借	
		備 品 購 入	
		負 担 金	
		計	
	小 計		

2 以下(略)

別紙様式7 (略)

別紙様式8 (略)

別紙様式9 (略)

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位:円)

区分		事業費	交付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出額	基準額	現在額	県・指定都市 中核市 補助金	県・指定都市 中核市 補助金	国庫補助 金	国庫補助 金	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 交付決定額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J)M
自立支援 プログラム 指定事業 推進事業	(1)自立支援プログラム指定事業推進事業													
	(2)生活保護法施行 等関係事業													
	(3)生活保護法施行 等関係事業													
	(4)生活保護法施行 等関係事業													
	(5)生活保護法施行 等関係事業													
	(6)生活保護法施行 等関係事業													
	(7)生活保護法施行 等関係事業													
	(8)生活保護法施行 等関係事業													
	(9)生活保護法施行 等関係事業													
	(10)生活保護法施行 等関係事業													
生活保護 推進事業	(11)生活保護推進事業													
	(12)生活保護推進事業													
	(13)生活保護推進事業													
	(14)生活保護推進事業													
	(15)生活保護推進事業													
	(16)生活保護推進事業													
	(17)生活保護推進事業													
	(18)生活保護推進事業													
	(19)生活保護推進事業													
	(20)生活保護推進事業													
地域福祉 推進事業	(21)地域福祉推進事業													
	(22)地域福祉推進事業													
	(23)地域福祉推進事業													
	(24)地域福祉推進事業													
	(25)地域福祉推進事業													
	(26)地域福祉推進事業													
	(27)地域福祉推進事業													
	(28)地域福祉推進事業													
	(29)地域福祉推進事業													
	(30)地域福祉推進事業													
合 計														

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(10)についてはF欄の額を、J欄にはI欄の額に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(19)については、I欄にはF欄とJ欄とを比較して少ない額を記載すること。

3 「自立支援プログラム指定事業推進事業」及び「生活保護推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所に設置する町村分を含まないこと。

4 (11)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉推進事業分)」に就いて記載すること。

5 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添様式1.0 (略)

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

都道府県
指定都市
中核市

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(単位:円)

区分		事業費	交付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 支出額	基準額	現在額	県・指定都市 中核市 補助金	県・指定都市 中核市 補助金	国庫補助 金	国庫補助 金	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 交付決定額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	(L-J)M
自立支援 プログラム 指定事業 推進事業	(1)自立支援プログラム指定事業推進事業													
	(2)生活保護法施行 等関係事業													
	(3)生活保護法施行 等関係事業													
	(4)生活保護法施行 等関係事業													
	(5)生活保護法施行 等関係事業													
	(6)生活保護法施行 等関係事業													
	(7)生活保護法施行 等関係事業													
	(8)生活保護法施行 等関係事業													
	(9)生活保護法施行 等関係事業													
	(10)生活保護法施行 等関係事業													
生活保護 推進事業	(11)生活保護推進事業													
	(12)生活保護推進事業													
	(13)生活保護推進事業													
	(14)生活保護推進事業													
	(15)生活保護推進事業													
	(16)生活保護推進事業													
	(17)生活保護推進事業													
	(18)生活保護推進事業													
	(19)生活保護推進事業													
	(20)生活保護推進事業													
地域福祉 推進事業	(21)地域福祉推進事業													
	(22)地域福祉推進事業													
	(23)地域福祉推進事業													
	(24)地域福祉推進事業													
	(25)地域福祉推進事業													
	(26)地域福祉推進事業													
	(27)地域福祉推進事業													
	(28)地域福祉推進事業													
	(29)地域福祉推進事業													
	(30)地域福祉推進事業													
合 計														

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(10)についてはF欄の額を、J欄にはI欄の額に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(11)から(19)については、I欄にはF欄とJ欄とを比較して少ない額を記載すること。

3 「自立支援プログラム指定事業推進事業」及び「生活保護推進事業」の各欄には、市及び福祉事務所に設置する町村分を含まないこと。

4 (11)のA欄からJ欄は、別添の「セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉推進事業分)」に就いて記載すること。

5 I欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添様式1.0 (略)

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市等

(単位：円)

区 分		総事業費	寄付金その他の収入額	総引額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	県・指定都市 中核市 補助基本額	県・指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所屬額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 補 助	地域福祉推進支援事業										
	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉・介護人材確保緊急支援事業										
	福祉人材										
	福祉人材確保推進事業										
	外国人介護福祉士候補者受入れ施設運営支援事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	消費者生活協同組合指導監督事業										
	災害救助対策等事業										
	災害救助対策事業										
	国民保健（救済）増進対策事業										
	小 計										
	地域福祉支援事業										
	日常生活自立支援事業										
	生活福祉資金貸付事業										
	貸付事業推進費（事務費）										
	貸付返済（県庫移分）										
	貸付返済（一般分）										
	運営適正化委員会設置運営事業										
	小 計										

(記入要領)

1 直接補助事業について

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の決定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

2 間接補助事業について（※記入要領1の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 (略)

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市等

(単位：円)

区 分		総事業費	寄付金その他の収入額	総引額	対象経費の支出予定額	基準額	決定額	県・指定都市 中核市 補助基本額	県・指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所屬額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 補 助	地域福祉推進支援事業										
	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉・介護人材確保緊急支援事業										
	福祉人材										
	福祉人材確保推進事業										
	外国人介護福祉士候補者受入れ施設運営支援事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	消費者生活協同組合指導監督事業										
	災害救助対策等事業										
	災害救助対策事業										
	国民保健（救済）増進対策事業										
	小 計										
	地域福祉支援事業										
	日常生活自立支援事業										
	生活福祉資金貸付事業										
	貸付事業推進費（事務費）										
	貸付返済（県庫移分）										
	貸付返済（一般分）										
	運営適正化委員会設置運営事業										
	小 計										

(記入要領)

1 直接補助事業について

(1) F欄は、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の決定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

2 間接補助事業について（※記入要領1の(1)及び(3)は、間接補助事業についても同様の取扱いとする。

I欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

2 (略)

3 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

3 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 実施体制整備事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(削除)

(2) ~ (4) (略)

(別紙2) (略)

イ 自立支援サービス整備事業

都道府県
指定都市 名
中 核 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(2) ~ (4) (略)

(別紙2) (略)

(別紙3)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区)町村別精算額内訳

経理年度

(単位:円)

区分	事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	基準額	決定額	市区町村補助額	国庫補助金等	国庫補助金交付決定額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金交付決定額
	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-I)L
市区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)生活保護推進事業										
	自立支援プログラム策定推進事業	(2)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(3)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(4)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(5)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(6)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(7)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(8)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(9)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(10)生活保護推進事業										
市区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)生活保護推進事業										
	自立支援プログラム策定推進事業	(2)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(3)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(4)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(5)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(6)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(7)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(8)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(9)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(10)生活保護推進事業										
市区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)生活保護推進事業										
	自立支援プログラム策定推進事業	(2)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(3)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(4)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(5)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(6)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(7)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(8)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(9)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(10)生活保護推進事業										

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(3)については、F欄にはF欄の額を、I欄にはF欄の額にF欄の額を乗じて得た額を記載すること。また、(4)については、F欄にはF欄とI欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別添様式11 (略)

(別紙3)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市(区)町村別精算額内訳

経理年度

(単位:円)

区分	事業費	交付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出額	基準額	決定額	市区町村補助額	国庫補助金等	国庫補助金交付決定額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金交付決定額
	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-I)L
市区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)生活保護推進事業										
	自立支援プログラム策定推進事業	(2)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(3)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(4)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(5)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(6)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(7)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(8)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(9)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(10)生活保護推進事業										
市区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)生活保護推進事業										
	自立支援プログラム策定推進事業	(2)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(3)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(4)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(5)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(6)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(7)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(8)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(9)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(10)生活保護推進事業										
市区町村分	自立支援プログラム策定推進事業	(1)生活保護推進事業										
	自立支援プログラム策定推進事業	(2)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(3)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(4)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(5)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(6)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(7)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(8)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(9)生活保護推進事業										
	生活保護推進事業	(10)生活保護推進事業										

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(3)については、F欄にはF欄の額を、I欄にはF欄の額にF欄の額を乗じて得た額を記載すること。また、(4)については、F欄にはF欄とI欄とを比較して少ない額を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別添様式11 (略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市(区)町村名

1 市(区)町村分総表

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過不足額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-I)L
直 接 補 助	自立支援 プログラム 策定実施 推進事業												
	(1)定住就業支援事業												
	(2)自立支援サービス整備事業												
	計												
	生活保護適正 実施推進事業												
	(3)生活保護適正化事業												
	町村福祉事務所設置 設置推進支援事業(別掲)												
	計												
	地域福祉 推進事業												
	(4)地域福祉等推進特別支援事業												
間 接 補 助	(5)安心生活創造事業												
	計												
	(6)中国残留邦人等地域生活支援事業												
	計												
合 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(6)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(1)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。
(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式12 (略)

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市(区)町村名

1 市(区)町村分総表

(単位:円)

区 分 種 目		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	市区町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	国庫補助金 過不足額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-I)L
直 接 補 助	(1)自立支援プログラム策定実施推進事業												
	(2)生活保護適正化事業												
	町村福祉事務所設置 設置推進支援事業(別掲)												
	計												
	地域福祉 推進事業												
	(3)地域福祉等推進特別支援事業												
	(4)安心生活創造事業												
	計												
	(5)中国残留邦人等地域生活支援事業												
	計												
合 計													

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(6)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(1)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。
(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式12 (略)

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 実施体制整備事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(削除)

(2) ~ (4) (略)

3 ~ 4 (略)

別紙様式 13 (略)

イ 自立支援サービス整備事業

市区町村名

(単位: 円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(2) ~ (4) (略)

3 ~ 4 (略)

別紙様式 13 (略)